

令和5年度 石川県教育費負担軽減奨学金

(能登半島地震災害関係 家計急変)

(高等学校等修学支援事業 (奨学のための給付金等))

令和6年能登半島地震により被災された世帯で、収入が急激に減少するなど家計の急変が生じた場合に、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

支給期間上限の、高校に在学した期間が通算して36月(通信制48月)を超える場合は対象となりません。

1. 支給対象・・・以下の全てを満たす世帯が対象となります。

- (1) 令和6年1月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (2) 令和6年1月1日現在、対象となる生徒が石川県内の公立高等学校等に在学していること
- (3) 以下のような事由で収入が急激に減少し、保護者等の道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税相当(0円)となる見込みであること(両親の場合は双方とも)
 - (例) ・勤務していた事業所が廃業、失職したため無収入となった
 - ・地震後、月の勤務日数が5割程度にとどまり、収入が大幅に減少した

2. 給付額(令和5年度分)

対象の生徒1人につき下記の給付額が支給されます。(令和6年度分は別途ご案内します)

年額の月割り支給分

世帯区分	給付額(R6.1~3月の3か月分)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯(第1子)	29,275円	12,625円	12,625円
非課税世帯(第2子以降)	35,925円		

3. 申請方法 (様式は、石川県教育委員会庶務課のHPからダウンロードできます)

令和6年2月29日(木)までに、必要書類を下記の学校事務室に提出してください。

メールに必要書類のデータ(PDF等)を添付する方法でも申請が可能です。

ご不明な点は、学校事務室までお問い合わせください。

【必要書類】

- (1) 申請書(様式1-2 家計急変用)
- (2) 振込口座申出書(様式2)
- (3) 家計急変の発生に関する申立書
- (4) 家計急変後の収入を証明する書類
 - ・給与所得者の場合は、家計急変後収入が減少した月(1ヶ月分)の給与明細書写し
 - ・個人事業主の場合は、家計急変後収入が減少した月(1ヶ月分)の事業収入が確認できる資料(収支計算書、売上台帳の写し)など※やむを得ない事情で提出が困難な場合は、(3)の申立書で収入額を申告してください。
- (5) 保護者等の令和5年度課税証明書(扶養親族の記載が省略されていないもの)
(就学支援金申請の際、マイナンバー情報等を学校へ提出されていない方のみ)
- (6) 誓約書(2②制服購入加算分の支給を受ける場合)

[提出先・問合せ] 金沢泉丘高等学校事務室 TEL 076-241-6117
石川県教育委員会庶務課 TEL 076-225-1817



県HP